

今月のお知らせ

感染症の流行状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

さわやかサロン

日時：5月9日（木）13時30分～

内容：高齢運転者 向け

認知機能検査の模擬体験

車の運転に必要な記憶力と判断力の検査を実際に体験してみます。簡単な質問に答えるだけで測定できます。自分の記憶力・判断力がどれくらいか確認してみませんか？

ペン習字教室

日時：5月20日（月）13時30分～

内容：「絵手紙」「実用的な書」など

準備：筆ペン

～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること。～



ゆとり教室

日時：5月27日（月）11時00分～

場所：上米積老人憩いの家

法話：阪本 仁さん

「一緒に生命の大切さを考えましょう」

みんなの楽級^{がっきゅう}

5月の「みんなの楽級」はお休みします。
次回は6月です。

異動のごあいさつ

4月より、やまびこ人権文化センターからこちらに異動となりました。来館される方々とお話をする、あたたかい地域と感じます。どうぞこれからよろしくお願いいたします。

伊藤 早希

倉吉市人権教育研究会 総会と講演会

日時 2024年5月11日（土）午前9時30分開会

場所 エースパック未来中心 セミナールーム3

内容 総会（9:30～10:30）

講演会（10:30～12:00）

演題：「部落問題は、今」

講師：坂根 政代さん（部落解放同盟鳥取県連合会 副委員長）

部落問題の現状とその影響について、インターネット上での差別事例や全国部落調査復刻版事件の裁判結果をふまえ、様々な活動や体験をもとに、この深刻な問題に光を当て、理解を深めるお話をいただきます。



問い合わせ

倉吉市人権教育
研究会事務局
（倉吉市人権政策課内）
電話：22-8130
FAX：22-8230

困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市 人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話/fax 28-2017

さわやか人権文化センターだより



2024年5月1日発行 No.355

〔発行所〕 さわやか人権文化センター

〔所在地〕 〒682-0602

倉吉市上米積 1074-1

〔電話兼ファクス〕 0858-28-2017

〔メールアドレス〕 sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

お気軽にさわやか人権文化センターへ お寄りください。

楽しく過ごそう！「さわやかサロン」が始まりました。

2024年度第1回さわやかサロンは4月18日に、毎年恒例の“ごきぶり団子づくり”を行いました。



いつもサロンに参加される方も久しぶりに参加される方も、楽しくワイワイと作業を行い、スムーズにつくることができました。

毎年ごきぶり団子づくりに参加されている方は、「継続して置いており、ごきぶりの姿を見ることがなくなり快適です」と話されていました。

ごきぶり団子づくりの後は、みんなで茶話会です。日頃の生活の中で感じたことや懐かしい思い出話など、時間が過ぎるのも忘れて世間話に花が咲き、笑いが絶えませんでした。



今年度のさわやかサロンは…

さわやかサロンは、生きがいをづくりと外出のきっかけづくりを目的として開催します。おしゃべりを楽しみながら作品づくりをしたり、簡単な体操で体を動かし、健康で助け合いながら暮らしていける地域づくりを目指します。

さわやか人権文化センター 主な事業予定

今年度もこのような事業を
予定しています！

みんなの楽級

月 1 回程度

作品づくりや人権学習など、地域のつながりを大切にしながら交流を深める事業を開催していく予定です。女性も男性も、高齢の方も若い方も、すべての人を対象としています。たくさんの皆さまのご参加をお待ちしています。



音楽鑑賞会



作品づくり



視察研修

毎月第3月曜日

絵手紙や日常に役立つ「書」を学びます。楽しみながら作品づくりに取り組むなかで、思いを伝える力を養い、つながることを喜び合います。

ペン習字教室



手話教室

年6回（6月より開催予定）

日常生活で使う手話を学びます。楽しく学びながら、聴覚障がいのある方への理解を深め、手話でのコミュニケーションを習得します。



さわやか人権フェスティバル

12月予定

作品展示など日頃の学習や地域・学校などでの活動の発表の場になります。



障害者差別解消法「合理的配慮」が義務化！



障害者差別解消法が2016年4月に施行されて8年が過ぎました。この法律には「不当な差別的取り扱いの禁止」とともに「合理的配慮を提供する（例えば、段差があればスロープの設置など、足の不自由な人や車いす利用者が障がいのない人と同じように段差を越えられるようにする）」こととなっています。

「合理的配慮の提供」は今年4月より、行政機関や公共施設だけでなく、民間事業者も義務化となりました。

「合理的配慮」は障がい者だけではない

さて、この「合理的配慮」は“障がい者のためだけのもの”で、障がいのある人への“思いやり”とか“特別扱い”と思う人が多いのではないのでしょうか。ところが、私たちは誰もが、合理的配慮としてさまざまな場面で社会的サービスや支援を受けています。

問題はそうしたサービスや支援が「障がいのない人」を基準にしている、障がいのある人がその『配慮』を受けられていないことにあります。（社会的障壁の存在）

みんなが考えなければならないこと“誰もが大切にされる地域社会をめざして”

障害者差別解消法での合理的配慮とは、障がいの有無に関係なく、すべての人びとが平等に地域社会で暮らせるように、日常生活にあるさまざまなバリア（障壁）を取り除くためのものです。これは、誰もが安心して生きていくには欠かせない考え方といえます。

障害者差別解消法における合理的配慮

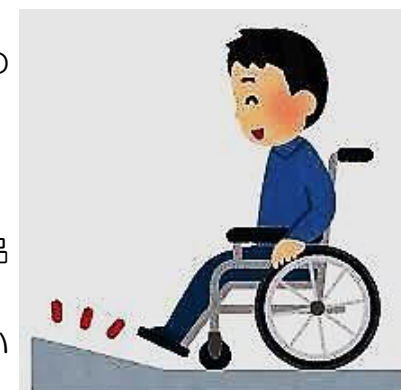
（内閣府ホームページより）

不当な差別的取扱いの例（一部）

- ・障がいを理由に、窓口での対応を拒んだり、順序を後回しにしたりする。
- ・障がいを理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件を付けたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりする。
- ・本人を無視して介助者だけに話しかける。

合理的配慮の具体例（一部）

- ・車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う。
- ・「こちら」「あちら」などの指示語ではなく、「30センチ右」「2歩前」というように位置関係を分かりやすく伝える。（視覚障がい）
- ・難聴者がいるときは、ゆっくりはっきりと話したり、複数の発言が交錯しないようにする。
- ・資料を簡潔な文章によって作成したり、文章にルビを付したりする。（知的障がい）



合理的配慮の提供における留意点（一部）

- ・合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由にはなりません。
- ・合理的配慮は障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。
- ・漠然としたリスクだけでは断る理由にはなりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。
- ・同じ障がいでも程度などによって適切な配慮が異なります。ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。

